

本日の検討の進め方

主査 桜井 正光

【論点整理（素案） 3（1） 関係】

内閣人事局が担うべき機能の基本的考え方

→ PLAN（企画立案、方針決定、基準策定、目標設定等）とACT（改善、改革）は内閣人事局が担い、DOは基本的に各府省が、CHECKは各省・第三者機関・内閣人事局が適切に分担するということでよいか。

人事行政の公正中立性の確保についての考え方

→ 現在、公正中立性の観点から第三者機関が担っている事務についても、PLAN、ACTは内閣人事局が担い、第三者機関は公正中立性が確保されているか事後CHECKを担うという方向で、できる限り見直すということでよいか。DOについては、基本的に各府省が担うが、特に公正中立性が求められるものについては、第三者機関が実施するということがよいか。

労働基本権の代償措置についての考え方

→基本権制約の下では、勧告・意見申出機能、公平審査機能は人事院が引き続き担うべきであるが、内閣人事局が人事戦略の中核機能を担うためには、内閣人事局があるべき給与制度等について企画立案を行い、人事院に対して、必要な検討、勧告、意見申出を行うよう求める仕組みが必要ではないか。
→特に、幹部職員、管理職員については、できる限り内閣人事局がPLANを担う方向で、見直していくということがよいか。

【論点整理（素案） 3（2） 関係】

関係行政機関から内閣人事局に移管する機能

→総務省人事・恩給局の機能は、すべて内閣人事局に移管するか、人事行政部門のみ移管するか。

→人事院の機能については、上記の「人事行政の公正中立性の確保についての考え方」、「労働基本権の代償措置についての考え方」に沿って見直すべきではないか。これらの考え方によると、人事院の試験、任免、給与、研修、分限、懲戒等の機能の取扱いをどう考えるか。

→総務省行政管理局の機能は、すべて内閣人事局に移管するか。機構・定員管理機能のみ移管するか。

→財務省主計局の機能について

—予算のうち給与にかかる部分、旅費の機能については、例えば、人件費予算を予算全体と一定程度切り離し、具体的な配分を内閣人事局に委ねることとするか。各府省が個別に財務省主計局に要求をするのではなく、内閣人事局が一括して要求することとするか。

—国家公務員共済の機能について、予算当局との連携を確保した上で、内閣人事局に移管することでよいか。

→財務省理財局の機能の取扱いについてどう考えるか。

→内閣総務官室の人事行政に関する機能は、同室の他の機能との連携を確保しつつ内閣人事局に移管することでよいか。

→官民人材交流センターについては、内閣人事局がPLANを行い、同センターがDOを行うということによいか。再就職等監視委員会については、独立性を確保することでよいか。

【論点整理（素案）3（3）関係】

内閣人事局の組織編成等

→局の長については、行政機関の内外から人材を柔軟に確保できるよう特別職とし、格の高いポストとすべきではないか。ただし、政治家が就くことは適当ではないのではないか。

→内閣人事局には、民間人材を積極的に登用すべきではないか。また、各府省からゼッケン付きの出向者が集まることとならないような仕組みを設けるべきではないか。

【論点整理（素案）2関係】

本文参照。特に網掛け部分（選考委員会、国家戦略スタッフ等の規模）